

障害者雇用助成拡大へ

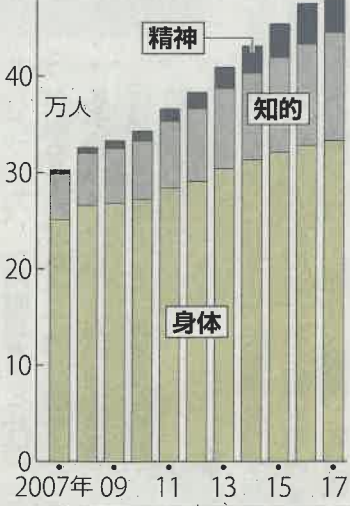
厚労省 勤務週20時間未満も

厚生労働省は、現在は勤務時間が週20時間以上の障害者を雇用している場合に企業に支払っている障害者雇用調整金(☉)について、週20時間未満の短時間勤務でも支払う方針を決めた。精神障害者が増える中、長時間の労働が難しい症状を抱える人たちの雇用を後押しするのが狙い。厚労省は今月下旬から専門家らの会議で具体的な助成対象の検討を始める。〈関連記事3面〉

民間企業で雇用されている障害者は昨年、約49万6000人に上り、2012年からの5年間で3割増えた。現行制度では、勤務時間が週20時間以上の障害者を雇用している場合に限り、1人あたり最大月5万円余りを企業に支給している。

一方、うつ病や統合失調症などの精神障害を抱える患者は年々増えており、11年の約57万人から、16年には約74万人に増加。厚労省によると、精神障害者の中には、長時間勤務がストレスになる人も多いとされ、精神障害を抱える労働者全体のうち短時間勤務者が占める割合は、08年の0・6%から13年は4・2%へ上昇している。

民間企業の障害者雇用人数
厚生労働省の資料から。各年6月1日現在



障害者雇用調整金 障害者雇用促進法に基づき、法定雇用率を満たした上で、さらに上乘せして障害者を雇っている企業に支給される。障害の程度などに応じ1人あたり月約1万3000円〜5万4000円が出る。原資は、法定雇用率を満たさなかった企業から集めた納付金で、昨年度は計174億円が支出された。

また、医療水準の向上で通院しながら働けるようになった身体障害者も増えているとみられ、短時間勤務の身体障害者も08年の1・8%から13年は5・5%に増えている。

こうした現状から、厚労省の有識者研究会は7月下旬、「短時間勤務は、従来の働き方が困難な障害者にも雇用の機会を生み出せる」として、短時間勤務の

も、調整金を支払うよう提言した。これを受け、厚労

省は、8月下旬に開催予定の厚労相の諮問機関・労働政策審議会(労政審)の分科会で、何時間勤務すれば助成対象とするかなど、具体的な議論を始める。将来的には障害者雇用促進法の改正を目指している。

労政審の分科会では、同法で義務づけた障害者の雇用割合(法定雇用率、民間企業は今年4月から2・2%)を満たしていない企業へのペナルティーの拡大についても検討する予定だ。現行は「従業員100人超」の企業に支払いを課している納付金について、対象を「従業員50人以上」にまで広げる案が浮上している。ただ、中小企業を中心に、「障害者に適した業務を用意するのは難しい」という強い反発の声も予想され、議論は慎重に進められるとみられる。